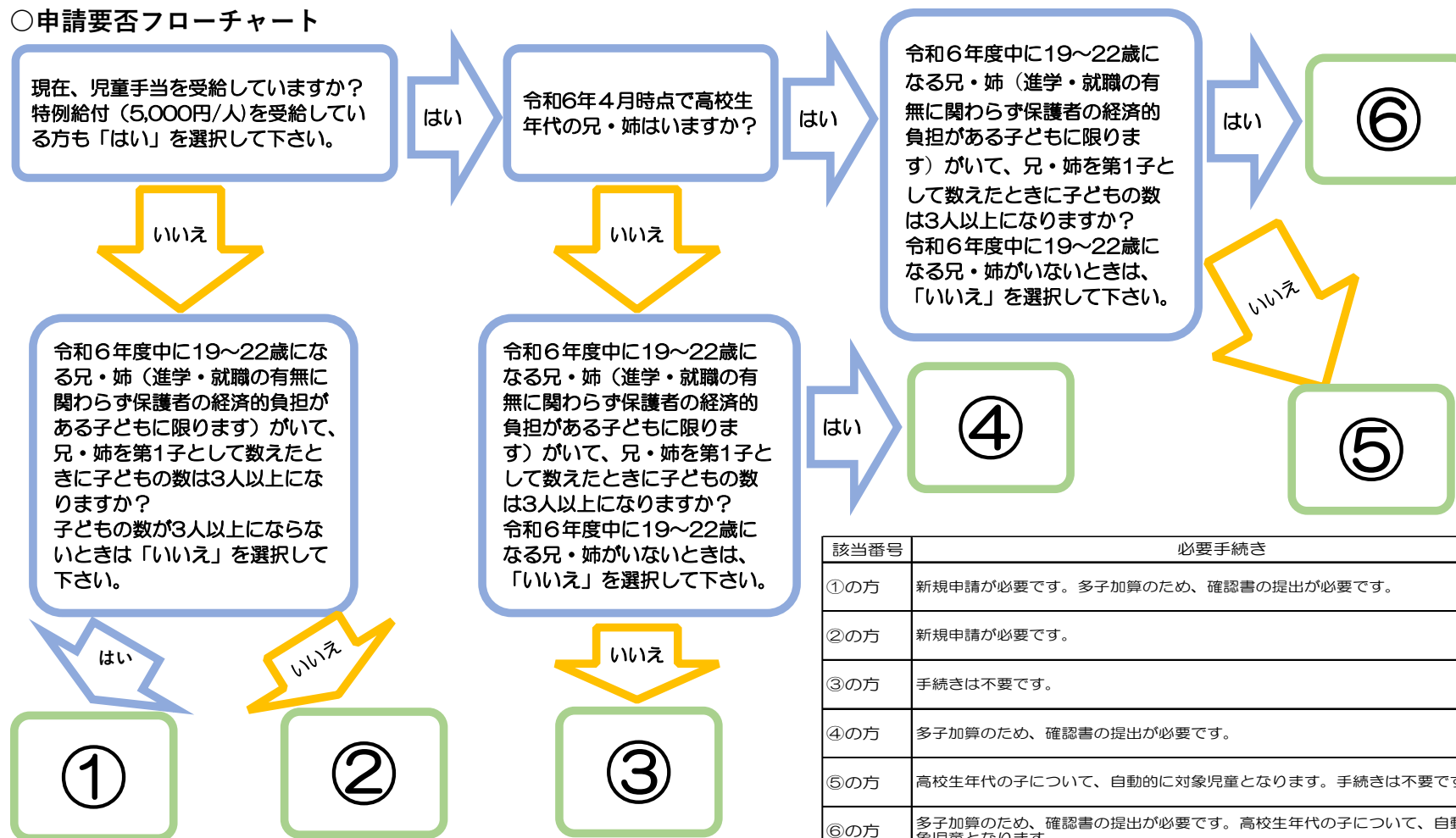


# ○申請要否フローチャート



| 該当番号 | 必要手続き                                          | 提出物          |
|------|------------------------------------------------|--------------|
| ①の方  | 新規申請が必要です。多子加算のため、確認書の提出が必要です。                 | 認定請求書<br>確認書 |
| ②の方  | 新規申請が必要です。                                     | 認定請求書        |
| ③の方  | 手続きは不要です。                                      | —            |
| ④の方  | 多子加算のため、確認書の提出が必要です。                           | 確認書          |
| ⑤の方  | 高校生年代の子について、自動的に対象児童となります。手続きは不要です。            | —            |
| ⑥の方  | 多子加算のため、確認書の提出が必要です。高校生年代の子について、自動的に対象児童となります。 | 確認書          |

※平成18年4月2日以降に生まれた子どもが対象です。

※上記は一般的な例をお示ししています。個別に申請要否を照会されたい方はこども未来課（22-3006）までお問合せください。

※本制度改正により、新たに児童手当の給付対象となる方につきましては令和7年3月31日までに申請されますと、令和6年10月分から給付されます。ただし、令和7年4月1日以降に申請された場合、申請月の翌月分からの給付となり、それ以前の月分はさかのぼって給付することができません。新たに児童手当の給付対象となる方は、漏れなく給付されるよう、必ず令和7年3月31日までに申請してください。